

長崎県立長崎鶴洋高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

創立110年を越える歴史と伝統を持つ本校では、部活動が盛んにおこなわれており、運動部だけでなく文化部も多く活動している。運動部ではここ3年間にカヌー部・ヨット部・ボクシング部が全国大会に出場している。保護者や卒業生だけでなく地域の期待も大きく、それに応じて理解や協力体制も整っている。

【施設等の使用状況】

各部は、主に校内の施設を利用して活動している。

活動場所については、関係各所で計画的にローテーションを組み、平等性を保っている。

【強化指定等】

相撲部・カヌー部・ヨット部・ボクシング部・ボウリング同好会が県の強化指定を受けている。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒達が自主的・自発的に集い、顧問教諭の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切や、組織を機能させることの重要性を学ぶこと（により、人間形成を目指し、ひいては学校教育目標の実現に付与するものである）ができる教育活動であり、よりよく生きる社会人へと成長することを目指す。

【休養日及び活動時間】

本校では、休養日を週1回、月4回（そのうち2回は土・日を含む）を原則とする。1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度とし、休日は3時間（ただし、準備・後片付けの時間を含まない）とする。最大1週あたりの活動時間の上限は16時間未満とする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

各部活動の特性を考慮し、各部活動ごとに年間の活動計画等を作成し、本校のホームページで公開する。また、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、計画等を変更することも適時検討する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

運動部顧問は、県教育委員会が作成した『運動部活動の手引き』を活用し、各関係団体の情報も取り入れ、必要があれば保護者や外部指導者とも連携し、指導をおこなう。

【熱中症等の事故防止について】

運動部の活動場所に熱中症計を設置し、状況を把握し、場合によっては活動時間の短縮や時間帯の変更、活動の中止など、万全の対策を行う。熱中症の症状が見られた場合には、救急処置や病院への搬送など、適切な対応を徹底する。また、体育館・保健室・寮内にAEDを設置し、救命措置を行える体制をつくっている。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

本校には多くの部活動が存在し多くの生徒に対応できるが、必要に応じて部活動の統廃合も検討する。その際、複数校の生徒が参加する合同部活動等の取り組みも検討する。